

応援します！災害に強い住まいづくり

問・申込先 都市計画課 ☎ (93) 5148

申請は、契約前にお願いします。なお、予算額に達した時点で、申請の受付を終了します。

住宅リフォーム費補助事業

■対象工事

- 市内に本店を有する法人、または住所のある個人事業主が行うリフォーム工事で工事費が20万円（消費税を除く）以上
- 住宅の床面積を増加させずに、住宅機能の維持・向上のために行う修繕、改築、模様替え工事であるもの。※併用住宅は、個人住宅部分が補助対象

■対象

- 市民が所有し、居住している、市内にある一戸建ての住宅、または併用住宅
- 建築後1年以上経過している ○市税を完納している

■補助率 10分の1（上限額10万円）

■受付期間（予定）5月7日（金）～11月30日（火）

木造住宅耐震診断費補助事業 木造住宅耐震改修費補助事業

■対象

- 市民が所有し、居住している、市内にある一戸建ての住宅、または併用住宅
- 地上階数が3以下で、住宅に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上
- 平成12年5月31日以前に着工された

■補助率 診断費補助 3分の2（上限額8万円）
改修費補助 3分の1（上限額50万円）

■受付期間（予定）

診断費補助 5月7日（金）～12月24日（金）
改修費補助 5月7日（金）～11月30日（火）

危険ブロック塀等撤去費補助事業

■対象 ○危険ブロック塀などを有している ○土地または建物の販売を目的としていない ○市税を完納している

■補助額 ①・②の経費のうち、いずれか少ない方の金額（上限額10万円）

①経費の2分の1の額 ②危険ブロック塀などの長さ1m当たり8千円を乗じて得た額

■受付期間（予定）5月7日（金）～11月30日（火）

都市計画に関する縦覧

問・提出先 都市計画課 〒286-0292（住所不要）

☎ (93) 5147 FAX (93) 5153

✉ toshikeikaku@city.tomisato.lg.jp

①成田都市計画 用途地域（富里市分）の変更 案の概要縦覧と公聴会の開催

■縦覧・公述申出期間 4月2日（金）～4月16日（金） 8:30～17:15（土・日曜日を除く）

■縦覧場所 都市計画課窓口、市公式ホームページ

■公述書を提出できる人 富里市内に住所のある人と利害関係者（法人を含む）

公聴会 ■日時 5月16日（日）10:00～12:00 ■場所 中央公民館4階大会議室

※公述の申出がない場合は開催しません。傍聴希望時は開催の有無を電話確認してください。

②成田都市計画 地区計画の変更 原案の縦覧

■対象地区 ○地区計画（七栄中木戸・西二本榎地区）の変更原案 ○地区計画（七栄獅子穴地区）の変更原案

■縦覧期間 4月2日（金）～4月16日（金） 8:30～17:15（土・日曜日を除く）

■縦覧場所 都市計画課窓口、市公式ホームページ

■意見書の提出先 富里市長

■意見書を提出できる人 地区計画区域内の土地所有者、賃借権等を有する者（法人を含む）

③成田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 案の縦覧

■縦覧期間 4月16日（金）～4月30日（金） 8:30～17:15（土・日曜日、祝日を除く）

■縦覧場所 県都市計画課窓口、県ホームページ、市都市計画課窓口

■意見書の提出先 千葉県知事

■意見書を提出できる人 成田都市計画区域内（成田市の一部、栄町及び富里市）に住所のある人（法人を含む）

公述申出書・意見書の提出方法

公述申出書・意見書（※）に必要な事項を記入し、次のいずれかの方法で提出

○都市計画課に持参 ○電子メール ○郵送（①②は16日、③は23日の消印有効）

※都市計画課窓口で配布のほか、市公式ホームページからダウンロード出来ます。